



## ○公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更した。  
変更区域に係る図面は、丸子町役場において縦覧に供する。

平成14年5月2日

長野県知事 田 中 康 夫

農業振興地域名	変 更 区 域	変 更 面 積	
		増	減
丸 子	丸子町大字塩川、大字長瀬、大字下丸子、大字中丸子及び大字上丸子の区域の各一部	ha —	ha 176

農 政 課

## ○公 告

県営田島地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了した。

平成14年5月2日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 土地改良事業の名称  
県営ほ場整備事業
- 2 工事の着工年月日  
平成8年12月26日

3 工事の完了年月日  
平成14年3月20日

土地改良課

---

○公 告

平成14年4月25日、長野県川中島平土地改良区の定款変更を認可した。

平成14年5月2日

長野県知事 田 中 康 夫

土地改良課

---

○公 告

平成14年4月25日、長野県下堰土地改良区の定款変更を認可した。

平成14年5月2日

長野県知事 田 中 康 夫

土地改良課

---

## ○公 告

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第1条ノ3第1項の規定により、特定鳥獣保護管理計画（ツキノワグマ）を策定したので、同条第6項において準用する同法第1条ノ2第4項の規定により次のとおり公表する。

平成14年5月2日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 名 称

特定鳥獣保護管理計画（ツキノワグマ）

## 2 計画期間

平成14年4月1日から平成19年3月31日まで

## 3 計画の対象地域

長野県全域

## 4 問い合わせ先

長野県林務部森林保全課森林鳥獣保護係 （電話）026-235-7273

森 林 保 全 課

## ○公 告

北佐久郡北御牧村八重原土地改良区の役員について、次のように就退任の届出があった。

平成14年5月2日

長野県佐久地方事務所長 篠 原 寿 人

## 理 事

## 新 任

氏 名	住 所
荒 井 洋	北佐久郡北御牧村大字八重原2647番地1
青 木 稔	北佐久郡北御牧村大字八重原1082番地
白 倉 啓	北佐久郡北御牧村大字八重原2058番地

関 武 訓	北佐久郡北御牧村大字八重原1548番地
滝 沢 敏 雄	北佐久郡北御牧村大字八重原2882番地 1
滝 沢 英 雄	北佐久郡北御牧村大字八重原2994番地 3

## 重 任

氏 名	住 所
萩 原 義 一	北佐久郡北御牧村大字八重原728番地
堀 内 英 征	小県郡丸子町大字藤原田581番地 2
鳴 沢 輝 雄	北佐久郡北御牧村大字八重原3300番地
白 倉 豊	北佐久郡北御牧村大字八重原262番地
堀 内 博 信	小県郡丸子町大字藤原田226番地

## 退 任

氏 名	住 所
岩 下 孝 之	北佐久郡北御牧村大字八重原1303番地
黒 沢 武 重	北佐久郡北御牧村大字八重原2929番地
両 角 義 広	北佐久郡北御牧村大字八重原1265番地
白 倉 好 司	北佐久郡北御牧村大字八重原1992番地
小宮山 一	北佐久郡北御牧村大字八重原2581番地
早 武 基 好	北佐久郡北御牧村大字八重原2715番地

## 監 事

## 新 任

氏 名	住 所
依 田 元 栄	北佐久郡北御牧村大字八重原2265番地 1
白 倉 栄 徳	北佐久郡北御牧村大字八重原1988番地
柳 沢 瑞 夫	北佐久郡北御牧村大字八重原1565番地
西 沢 嗣 徳	小県郡丸子町大字藤原田246番地

## 重 任

氏 名	住 所
金 井 茂 男	北佐久郡北御牧村大字八重原 2 番地188

## 退 任

氏 名	住 所
大 塚 悦 雄	北佐久郡北御牧村大字八重原2726番地
白 倉 健 男	北佐久郡北御牧村大字八重原1872番地 2
西 沢 健 也	小県郡丸子町大字藤原田242番地

○公 告

長野市による下石川地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果  
適当であると決定したので、次のように縦覧に供する。

平成14年5月2日

長野県長野地方事務所長 会 津 佳 伸

- 1 縦覧に供する書類
  - (1) 条例の写し
  - (2) 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成14年5月7日から6月3日まで
- 3 縦覧の場所  
長野市役所

土 地 改 良 課

○公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項  
に規定する講習会を次のとおり開催する。

平成14年5月2日

長野県公安委員会

- 1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲  
別表のとおりとする。
- 2 講習科目、時間数及び考査方法

講 習 科 目	時間数	考 査 方 法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3 時 間	講習終了後正誤式 による考査を行う。 (所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2 時 間	

## 3 受講手続

## (1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

## (2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

## (3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙により（申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

## 4 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

## 別 表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有する者であって、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。）	6月26日（水）	午前10時から 午後4時まで	上田会場	県下一円

生活保安課

## ○公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催する。

平成14年5月2日

長野県公安委員会

- 1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲別表のとおりとする。
- 2 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

- 3 受講手続

- (1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

- (2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

- (3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙により（申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

- 4 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。
  - (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

## 別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者であって、猟銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの	6月5日(水)	午後1時から 午後4時まで	佐久会場	東 信
	6月12日(水)		諏訪会場	南 信
	6月19日(水)		豊科会場	中 信

生活保安課